

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 取締役の責任

企業において、コーポレートガバナンスやリスクマネジメントが唱えられる中、経営陣の恣意的な判断により、会社や取引先に損害に与えた場合は、取締役が責任を負うことがあります。

取締役の刑事罰・行政罰に問われる主な場合は、つぎのとおりです。

	項目	内容	罰則
刑事罰による制裁	特別背任罪 (会社法 960)	自己もしくは第三者の利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたとき	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科
	会社財産を危うくする罪 (会社法 963)	①株式会社の計算において不正に自己株式を取得したとき ②法令等に反して、剰余金の違法配当をしたとき ③株式会社の目的の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科
	虚偽文書行使等の罪 (会社法 964)	株式、社債等の募集をするにあたり、募集に関する文書について虚偽の記載したとき	
	預合いの罪 (会社法 965)	株式の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったとき	
	株式の超過発行の罪 (会社法 966)	株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したとき	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
	贈収賄罪 (会社法 967)	その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求もしくは約束をしたとき	
行政罰による制裁	過料に処すべき行為 (会社法 976)	①登記をすることを怠ったとき ②公告若しくは通知を怠ったとき、又は不正の公告もしくは通知をしたとき	100万円以下の過料

お見逃しなく！

取締役は、刑事罰や行政罰に問われなくとも、民事責任を会社および利害関係者から問われる可能性があります。会社法上、民事責任を軽減するには、定款に免除に関する定めを設ける方法が考えられます。また、役員賠償責任保険により責任の負担を軽減することができます。

但し、当該保険は、法律上の罰金・過料・税金などの支払いの対象となりません。